

# 公 示

一般社団法人 日本中毒学会役員（理事・監事）の選出を本学会定款及び施行細則に基づいて、下記の通り実施します。

立候補または推薦する社員（評議員）は、下記の事項にご留意の上、所定の手続きをお取り下さい。

## 記

1. 今回選出される理事の人数は 15 名以上 20 名以内、監事は 2 名以内です。
2. 理事・監事の資格は次の通りです。  
定款施行細則第 4 章第 16 条により、当会の社員（評議員）でなければならない。  
また、学術集会終了日（2025 年 7 月 27 日）時点で満 65 歳以下の社員（評議員）に限る。
3. 今回選出される役員の任期は、次の通りです。  
理事：2025 年度定時社員総会終結時から、2 年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結時まで  
監事：2025 年度定時社員総会終結時から、4 年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結時まで
4. 定款施行細則第 4 章第 17 条により、候補届の受理締切日は 2025 年 5 月 31 日（消印有効） です。  
期日厳守の上、本学会事務所へお送り下さい。
5. 立候補者数が定数を超えた場合は選挙を行います。  
※社員総会で投票による選挙が困難である場合は郵送による選挙となる可能性もございます。
6. 候補届は、本学会ホームページ（<https://jsct.jp/>）よりダウンロードして下さい。  
候補届に必要事項をご記入の上、メール送信（データ添付）もしくは書留郵便 \*1のいずれかの方法にて本学会事務所へご提出下さい。

**\*1 書類の性質上、必ず配達経過を追跡できる書留郵便等のご利用をお願い致します。**

### [提出先]

- ・メール送信の場合： [jtoxicol@herusu-shuppan.co.jp](mailto:jtoxicol@herusu-shuppan.co.jp) ※1  
※1 候補届受理後、学会事務所より、書類受理の通知メールを配信致します。  
6 月上旬になってもメールが届かない場合には、学会事務所へお問い合わせ下さい。
- ・書留郵便の場合： 〒164-0001 東京都中野区中野 2-2-3 （株）へるす出版事業部内  
一般社団法人 日本中毒学会 事務所 宛 ※2  
※2 ハガキに御自分の住所・氏名を記入し、候補届と共に送り下さい。  
候補届の受領通知として使用させていただきます。

以上

2025 年 3 月

一般社団法人 日本中毒学会  
代表理事 清田 和也

【本件に関する問い合わせ及び書類送付先】  
一般社団法人 日本中毒学会 事務所  
〒164-0001 東京都中野区中野 2-2-3  
（株）へるす出版事業部内  
E-mail : [jtoxicol@herusu-shuppan.co.jp](mailto:jtoxicol@herusu-shuppan.co.jp)  
URL : <https://jsct.jp/>